

社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 2017年「だれでも」確定拠出年金が解禁

2015年度は公的年金給付に「マクロ経済スライド」制度が初めて適用され、年金額が物価や賃金の上昇率より低く抑えられるようになり、**実質的に目減りする時代になりました**。そのため、公的年金の上乗せ分を準備する必要性がこれまで以上に増えています。

そこで今年、最も注目したいのが「確定拠出年金」です。

確定拠出年金とは国民年金や厚生年金に加えて加入できる年金の仕組みで、毎月一定の掛金を運用し、60歳以降に受け取ることができます。運用は本人に任せられ、その結果により給付額が変わるのが特徴です。

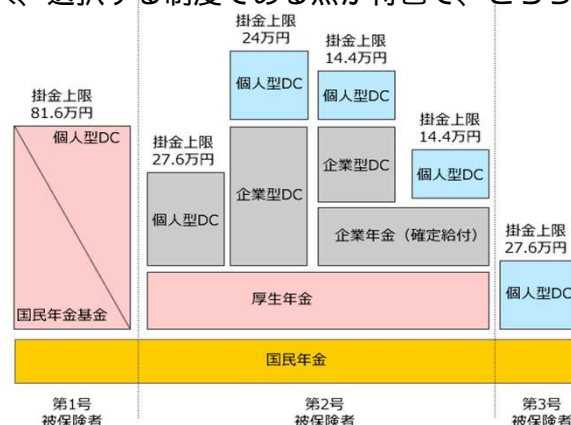
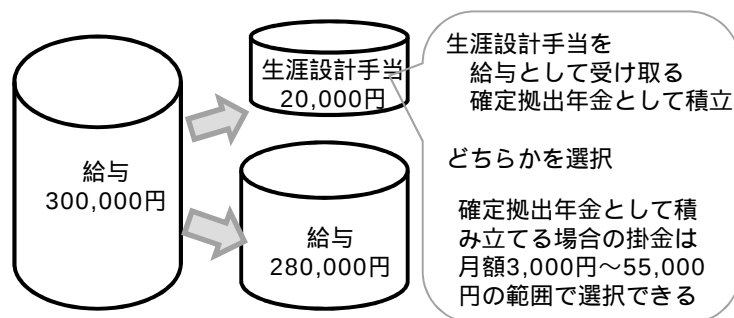
確定拠出年金は「DC」と呼ばれるほか、「401k」と呼ばれることもあります。2016年9月には個人型確定拠出年金については「iDeCo（イデコ）」という愛称で呼ぶことも決まりました。

個人型確定拠出年金 = 個人型DC = 個人型401k = iDeCoとなります。

従来は自営業者（第1号被保険者）や企業年金のないサラリーマンが加入対象でしたが、2017年1月より企業年金のあるサラリーマンや公務員、それに専業主婦にも確定拠出年金の加入が認められるようになります。結果としてすべての人が個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入できるようになります。

■ 今いちばんオススメの選択制確定拠出年金

企業が掛金を拠出してくれた場合（企業型401kという）、給与とは別に会社が老後資金を準備してくれているので、社員にとってはこれが一番うれしいことですが、中小企業にとって導入は厳しいのが実態です。企業負担のデメリットを解消するのが「選択制」確定拠出年金です。この制度は制度運営にかかる費用は会社が負担しますが、掛金は会社が出しません。給与の中から一定額を「生涯設計手当」（最大枠月額55,000円）として新設し、このうちの全額あるいは一部を掛金とするか、掛金とせずに全額給与として受け取るかを、従業員に選択してもらうものです。つまり給与の内訳を「今受け取る」か「将来の積立に回すか」選択できるのです。あくまで従業員側の自由意思で加入、選択する制度である点が特色で、どちらを選んだとしても実質的な給与の総支給額は変わりません。



メリット1

選択制確定拠出年金は、給与をベースに掛金を設定するため、企業が新たに負担することなく導入できます。給与を減額して生涯設計手当とするパターンを選択した従業員がいる場合、その人数分だけ企業が負担している社会保険料の適正化が図られ、経営リスクを回避しながら合法的な経費削減が実現します。

メリット2

掛金は給与とは見なされず、その全額が計算対象外となるので、結果として所得税・住民税・社会保険料が軽減されます。（会社が負担する社会保険料も軽減されます）

メリット3

運用益（運用期間中に発生する利息や分配金、売却益）は非課税です。60歳以降に引き出す際にも優遇税制の対象になります。一時金として受け取る場合には退職所得控除が利用でき、年金として受け取る場合には公的年金等控除が利用できます。



マンスリーピックアップ

～働き方改革～

2017年はこちら

1. 長時間労働の是正

12月26日厚生労働省は、電通の女性社員の過労自殺を受け、違法な長時間労働を放置する企業名をより広く公表するため、過労死・過労自殺の労災認定と違法な長時間労働が複数の事業所で確認された場合など対象を拡大すると発表しました。公表基準を月100時間超から80時間超に引き下げたほか、過労死・過労自殺を出した企業も対象に加えました。

< 過重労働対策のポイント >

○過労死・過労自殺の労災認定と違法な長時間労働が複数の事業所で確認された場合などに企業名を公表
○サービス残業をなくすため、自己申告と実際の労働時間がかけ離れている場合、企業側が実態調査実施
○「企業側の暗黙の指示で自己啓発をしていた時間」は労働時間
○違法な長時間労働が複数の事業所で確認された企業は、本社を是正指導

2. 長時間労働が常態化している職業ランキング

順位	職種	週60H超割合
1	ドライバー（バス・トラック・タクシー）	29.5
2	理容師、美容師、エステシャン	21.1
3	ゲーム関連専門職	16.4
4	建築・土木・測量技術者	14.9
5	記者、編集者、校正者	12.4
6	飲食物調理	12.2
7	写真家、デザイナー、美術家	11.9
8	広告、出版、マスコミ	11.8
9	医師、歯科医師、薬剤師	11.7
10	営業、販売従事者	11.4

出典：リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査2016」

リクルートワークス研究所が発表した2016年長時間労働のワーストランキングでは、1位ドライバー、2位理容師、美容師、エステシャン、3位ゲーム関連専門職でした。

トラック、バス、タクシーなどのドライバーと建設作業員は過重労働が慢性化しており、労基署の安全指導は以前より最重点職種とされています。

長時間労働が多いこれら上位の職種は、労基署に厳しくマークされています。

3. 労基署の申告監督の流れ

○本人やその家族、関係者が来署してタレこみ
○メールでの受付（労働基準関係情報メール窓口）
○労働条件相談ほっとライン
○インターネット上で求人情報等を監視
これらの情報に基づき、調査する企業を決めるケースが多いようです。

4. 「同一労働同一賃金」指針案

ガイドライン案で同一労働同一賃金の例が示されました。経営に大きく影響を与える可能性があります。

基本給	
職業経験・能力、業績・成果などの違いで認める	
パートAさんの勤務時間は正社員の半分だったが、正社員の半分の販売目標を達成したため、正社員の半額を支給	正社員が販売目標を達成した場合に行う支給を、パートAさんが販売目標に届かないからといって、一切支給しない
役職手当	
内容、責任の範囲・程度に違いがある場合は認める	
役職の内容・責任は同じだが、労働時間が正社員Bさんの半分であるパートAさんには、Bさんの半額を支給	正社員Bさんと同じ役職の内容・責任が同じ有期雇用社員のCさんに、Bさんより低額を支給
賞与	
会社の業績への貢献度に応じて認める	
貢献度が同じ正社員と有期雇用社員に同額を支給	正社員全員に支給し、非正社員には支給しない



新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。ところで、人を動かすには3つの方法があります。無理やり動かす 納得させて動かす 自発的に動かす。最も効果的なのはもちろん 自発的に動かすです。船井幸雄さんの本に「1:1.6:1.6の2乗」の法則というものがでてきます。

作業効率と動機付けの関係性をルール化したものが「1:1.6:1.6の2乗」の法則だそうです。人は、他人から強要されてイヤイヤ動いた時の作業効率を1とすると、納得して行った場合の作業効率は1.6倍になり、さらに計画から参加するなど自ら率先して行った場合の作業効率は1.6の2乗（＝2.56）倍になるという法則です。経営者の皆さん、この法則を使って強いリーダーシップを発揮してくださいね。（野口）

